

昭和五十一年十月二十二日提出
質問 第七号

計量法の改正に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年十月二十二日

提出者 高沢寅男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

計量法の改正に関する質問主意書

われわれの生活に関係するあらゆるものの長さ、面積、重さなどをはかる基準を定めている計量法は、社会生活の経済面のみならず文化面にも影響するところが極めて大きいので、次の事項について政府に質問する。

一 我が国には古来の伝統的な生活様式があり、また伝統的な芸能、芸術があり、さらにはそれにつながる伝統的な職業人が多数存在している。

これらの方面では、日本古来の尺貫法を否定しては芸能、芸術も成り立たず職業も成り立たない。ここにメートル法を強制することは、事実上、伝統的な文化や職業をまつ殺するに等しい。政府は日本の伝統的な文化と計量法の関係についてどのように考えるか。

二 現在の計量法は、非法定計量単位の使用を禁止している。そしてそれに対する罰則をも定め

ている。

ところが、尺貫法によらなければ仕事の成り立たぬ人たちは、現実に、クジラ尺、カネ尺の物差しを必要としており、それに対して、クジラ尺、カネ尺の物差しを製造、販売する人も現実に存在している。そしてそのことによつて処罰されるというケースがしばしば起きている。

政府は、芸術祭などの行事にもみられるように、一方では伝統的芸能、芸術の尊重、振興をうたいながら、他方ではメートル法の機械的強制によつて伝統的文化を破壊している。この矛盾について政府はどのように考えるか。

三 政府は、メートル法を計量の基準として定めているが、前述のような実情を率直に認めるべきである。

そして、尺貫法によらなければならない分野には尺貫法をも使用できることとし、また、尺貫法の物差しを製造、販売ができることとすべきではないか。

そのための計量法の改正をすべきではないか。

この点について政府はどのように考えるか。

右質問する。